

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

中央図書館舞台照明設備改修工事

### 2 契約の相手方

(株) 松村電機製作所

### 3 随意契約理由

舞台照明設備は設置後24年が経過しており、設備を構成する照明バトン給電用キャブタイヤケーブルが長年の使用により劣化・硬化が発生している。このまま使用し続けられれば被覆部にひび割れなどを起こし、ケーブルの短絡や火災がおこる恐れがあり、設備の破損個所の拡大やホールの使用停止などの運営に支障をきたす。さらには図書館運営にも致命的なダメージを負うことが想定されることから経年劣化による改修工事を行なう必要がある。

上記業者は、当該設備の製造・設置をした業者であり、安全性の確保並びに製造業者責任と保守責任の一元化のため本業務にあたっては、上記業者のみが設備の機能維持確保を図ることが出来る唯一の業者であることから、同業者と契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

教育委員会 大阪市立中央図書館 総務担当  
(電話番号 06-6539-3314)